

令和3年度国補正担い手確保・経営強化支援事業要望書

東北町長 殿

令和3年 月 日

要望者	氏名	
	住所	
	電話番号	

農業経営の発展・改善のために標記事業の助成を受けたいので、次のとおり事業要望します。

事業費	円（見積額を記入してください）
-----	-----------------

【導入機械施設の利用計画】

導入機械施設	対象作物	作業内容	利用時期	回数	利用面積
					a
					a
					a
					a
					a
					a

【経営の現状又は目標の水準】

現状の付加価値額 = 令和2年度 事業実施3年度内 = 令和4年4月1日～令和6年3月31日

No.	確認項目	配分基準項目の内容	配点	チェック欄		
1-1	付加価値額の拡大率の目標 ※R2年度の付加価値額がゼロやマイナスの場合は、目標ポイントは算出できません。	ア 付加価値額の拡大率の目標ポイント (ア)または(イ)のいずれか（⑩の新規就農者以外） (ア)R3までの付加価値額の拡大率（町が認める者以外の者）		いずれか1つにチェックまたはチェック無し（最高7点）		
		a) 現在の付加価値額の10%以上の増加	1点			
		b) 現在の付加価値額の15%以上の増加	2点			
		c) 現在の付加価値額の20%以上の増加	3点			
		d) 現在の付加価値額の30%以上の増加	4点			
		e) 現在の付加価値額の40%以上の増加	5点			
		f) 現在の付加価値額の50%以上の増加	6点			
		g) 現在の付加価値額の60%以上の増加	7点			
		(イ)R3までの付加価値額の拡大率（町が認める者）				
		a) 現状から3%以上の増加	1点			
b) 現状から10%以上の増加	2点					
c) 現状から16%以上の増加	3点					
d) 現状から21%以上の増加	4点					
e) 現状から25%以上の増加	5点					
f) 現状から28%以上の増加	6点					
g) 現状から30%以上の増加	7点					
1-2	付加価値額の拡大額の目標 ※マイナスの額から0までの額は付加価値額の拡大に含めない	イ 付加価値額の拡大額の目標ポイント（⑩の新規就農者以外）		いずれか1つにチェック（最高7点）		
		右欄2つに該当しない者（町が認める者以外の者）	右欄以外の者（町が認める者）		⑩新規就農のポイント加算を受ける者	
		a) 100万円以上	a) 50万円以上		-	1点
		b) 150万円以上	b) 60万円以上		a) 基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）以上	2点
		c) 300万円以上	c) 70万円以上		b) 基準額の10%増し以上	3点
		d) 400万円以上	d) 80万円以上		c) 基準額の20%増し以上	4点
		e) 650万円以上	e) 100万円以上		d) 基準額の30%増し以上	5点
		f) 1,000万円以上	f) 120万円以上		e) 基準額の40%増し以上	6点
		g) 1,500万円以上	g) 150万円以上		-	7点

2	経営面積の拡大と目標 ※経営面積には、作業受託の面積を含みます。	ア～オのいずれかの場合「現状」とは、R3.12.2現在町が認める者以外の者			いずれか1つにチェック(最高5点)
		ア 機構から農地を借り受け済みで、R6までに経営面積を4ha以上増やす。(ハウス栽培の場合は現状より20%以上、果樹栽培の場合は10%以上)	5点		
		イ 機構から農地を借り受け済みで、R6までに経営面積を2ha以上増やす。(ハウス栽培の場合は現状より10%以上、果樹栽培の場合は5%以上)	4点		
		ウ 機構から農地を借り受け済みで、R6までに経営面積を増やす。または、機構から借りていないがR6までに経営面積を4ha以上増やす。(ハウス栽培の場合は現状より20%以上、果樹栽培の場合は10%以上)	3点		
		エ 機構から農地を借り受け済み。または、機構から借りていないがR6までに経営面積を2ha以上増やす。(ハウス栽培の場合は現状より10%以上、果樹栽培の場合は5%以上)	2点		
		オ ア～エに該当しないが、R6までに経営面積を増やす。→目標〔 ha〕	1点		
	町が認める者 経営面積の拡大を行うこととしている。	2点			
3	農産物の価値向上	事業実施前3年度内に、新品種の導入、栽培管理技術の改善、新たな加工又は販売の取組等により、農産物の価値の向上に取り組んでいる。ただし町が認める者は2点。なお、有機JASの認定を受けている場合は、1点加点する。	1点		該当すべてにチェック(最高3点)
			+2点		
			+1点		
4	農業経営の複合化	ア 土地利用型作物の生産、園芸作物の生産などを組み合わせ、複合的に経営を展開している	1点		該当にチェック(最高3点)
		イ 品目転換について、a又はbの取組に該当している。			
		a 事業実施前3年度内に経営面積又は農産物売上高の3割以上の品目転換を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	1点		
	b 事業実施前3年度内に経営面積又は農産物売上高の4割以上の品目転換を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	2点			
5	経営管理の高度化	ア 法人化している。またはR6までに法人化する。	2点		該当すべてにチェック(最高5点)
		イ グローバルGAPまたはアジアGAPの認証を取得している。	1点		
		ウ 青色申告を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	1点		
		エ 農業版BCP(事業継続計画)を策定している。	1点		
6	環境配慮の取組	事業実施前3年度内に、化石燃料を使用しない園芸施設への移行による温室効果ガスの削減又は化学農薬・化学肥料使用量の削減を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	1点		← 該当する場合チェック
7	農作業の共同化	対象：町が認める者 自らの経営に係る農作業について他の農業者と共同して行っている又は目標年度までに行う予定。	2点		← 該当する場合チェック
8	労働時間の縮減	対象：町が認める者 栽培技術等の改善、作業の効率化により農作業の一部又は全部の労働時間についてa～cの取組に該当している。			該当にチェック(最高3点)
		a 目標年度までに10%以上縮減する。	1点		
		b 目標年度までに20%以上縮減する。	2点		
		c 目標年度までに50%以上縮減する。	3点		
9	輸出の取組(他者との連携による取り組みを含む)	なお、以下に該当する場合は、それぞれ加点する。	1点		該当すべてにチェック(最高4点)
		a 現在、農産物の輸出の取組を行っている。	+1点		
		b 輸出計画の認定を受けている、又は認定を受けた輸出計画に連帯者として位置づけられている。	+1点		
		c 目標年度までに農産物売上高の15%以上を輸出に振り向ける場合。	+1点		
10	新規就農	就農後5年度以内の認定就農者である。なお、以下に該当する場合は、それぞれ加点する。	2点		該当すべてにチェック(最高6点)
		a 50歳までに就農した者である。	+3点		
		b 農業次世代投資資金(経営開始型)等の交付期間中に経営を進展させ、前倒して交付を終了している場合。	+1点		

11	農業者の育成	農業研修生（国内で農業を生業とする予定のもの）の受入実績がある。「外国人技能実習制度に基づく者は対象外」なお、以下に該当する場合はそれぞれ加	1点	} 該当すべてにチェック (最高5点)
		a 就農に向けて必要な技術を習得できる経営体として都道府県が認めた者	+1点	
		b aに該当する経営体において受け入れた研修生が、過去5年以内に研修を終了して独立し、認定農業者または認定農業者となった場合は、1名につき1点。（最高で3点まで）	+1~3点	
12	女性の取組	女性農業者である。法人や任意組織の場合、役員・構成員の過半が女性。	3点	← 該当する場合チェック
13	関係機関等によるサポート体制の構築	対象：町が認める者 本事業をはじめとする経営発展に向けた取り組みについて、農業協同組合・農業協労組合連合会、農業経営相談所の支援機関・関係機関のサポート体制が構築されている。	1点	← 該当する場合チェック
14	中山間地域での取組	対象：町が認める者 本事業により導入した機械等を活用する農地等の概ね8割が中山間地域等直接支払い交付金実施要領第4の対象地域であり、かつ同要領第4の対象農用地が存在する地域内の農地である。	0.5点	← 該当する場合チェック
合計点				点 ← 合計点の記入

町が認める者→地域における継続的な農地利用を図るものとして事業実施主体が認める者。判断基準として下記のア～イのいずれかを満たす農業者

- ア 当該市町村の認定農業者の平均所得の概ね8割以上の所得があること
- イ 中心経営体若しくは認定農業者であること
- ウ 10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）が明確になっていること